

多賀城市ヤングケアラー支援事業（実態調査及びコーディネート業務）
に関する業務委託公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月

多賀城市保健福祉部子ども家庭課

多賀城市ヤングケアラー支援事業（実態調査及びコーディネート業務） に関する業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

多賀城市ヤングケアラー支援事業（実態調査及びコーディネート業務）（以下「事業」という。）を委託するに当たり、事業に対する専門的知識、意欲、実績及び技術的能力を勘案し、最も適当と判断される事業者の候補者を公募型プロポーザル方式により選定するための手順及び方法について必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 件名

多賀城市ヤングケアラー支援事業（実態調査及びコーディネート業務）に関する業務

(2) 業務内容

別紙「多賀城市ヤングケアラー支援事業（実態調査及びコーディネート業務）に関する業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 事業委託費上限額

1年当たり3,741,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていない者であること。
- (3) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (4) 多賀城市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表の措置要件の暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しないものであること。
- (5) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有しており、また、ヤングケアラーの原因解決に対して、効果的な支援方法の提案及び実施ができること。

4 選定スケジュール

本プロポーザルは、参加申込受付時に提出された書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり。

内容	期間等
募集要領の公表	令和7年1月9日（木）に多賀城市ホームページに掲載

質問書の提出期限	令和7年1月24日（金）午前10時まで
質問への回答	令和7年1月31日（金）までに多賀城市ホームページに掲載
参加申込受付期限	令和7年2月7日（金）午後3時まで
参加資格審査結果の通知	令和7年2月14日（金）までに通知
企画提案書等提出期間	令和7年2月17日（月）午前9時から 令和7年2月28日（金）午後3時まで
プレゼンテーション（選定委員会）	令和7年3月13日（木）（詳細は別途通知）
審査結果の通知	選定委員会終了後に別途通知
契約締結	令和7年3月下旬

5 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問書（様式1）に質問内容を記載の上、電子メールにより提出すること。

なお、本様式のほか、指定様式は本市ホームページからダウンロードすること。

(2) 受付先

「13 問合せ先」に記載のとおり

(3) 質問受付期間

令和7年1月9日（木）から令和7年1月24日（金）午前10時まで

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和7年1月31日（金）までに多賀城市ホームページ内にて公表する。

多賀城市ホームページアドレス：<http://www.city.tagajo.miyagi.jp/>

※質問への回答は、一定期間ごとに随時行うこともあるので注意すること。

6 参加申込書等の受付

(1) 参加申込受付期間

令和7年1月9日（木）から同年2月7日（金）まで（土、日、祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和7年2月7日（金）は午後3時まで

(3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書（様式2） 1部

イ 代表者印鑑証明書 1部

ウ 履歴事項全部証明書 1部

エ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類 各1部

※「直近1年分」かつ申込前1か月以内に発行されたものであること（支店等が本業務を受託する場合の地方税に関する証明書は、次のとおり本店及び支店の両方について証明書が必要となる。）

(ア) 本社の所在地である都道府県及び市町村

(イ) 支店等が受託する場合は、支店等の所在地である都道府県及び市町村

オ 暴力団排除条例に係る誓約書（様式3） 1部

カ 業務実績調書（様式4） 1部

キ 事業者の概要（様式5） 1部

(4) 受付場所

「13 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。電話、FAX、電子メール等による受付は行わない。

7 企画提案書等の受付

(1) 提出期間

令和7年2月17日（月）から同年2月28日（金）まで（土、日、祝日を除く。）

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和7年2月28日（金）は午後3時まで

(3) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式6） 7部

イ 企画提案書（任意様式） 7部

※用紙サイズはA4、枚数は両面印刷で15枚（計30面）以内とします（A3サイズを折り込み、A4とすることも可とします。）。

※業務スケジュールを付けること。

※仕様書に基づく業務内容について基本的な考え方などを記載すること。

また、当該業務に付随して、有益となる独自提案等があれば併せて記載すること。その際、独自提案であることを明確に示すこと。

ウ 業務実施体制調書（様式7） 7部

※業務の実施体制、分担業務の内容について記載すること。

エ 業務実績調書（様式4） 7部

オ 事業者の概要（様式5） 7部

カ 参考見積書（様式8） 7部

キ 参考見積内訳書（任意様式） 7部

ク 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取扱いに関する認定制度（プライバシーマーク）など本業務遂行に有用だと思われる資格等証明書の写し 7部

ケ その他参考資料 7部

(4) 受付場所

「13 問合せ先」に記載のとおり

(5) 提出方法

上記受付場所まで直接又は郵送（期限内必着）で提出すること。電話、FAX、電子メール等による受付は行わない。

8 辞退

参加申込後に参加を辞退する場合は、企画提案書等提出期限までに、辞退届（任意様式）を持参又は郵送で提出すること。

9 申込み及び業務提案の無効

(1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。

(2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
 - イ 業務提案書の内容が、当該要領に定める要件に適合しないもの
 - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
 - エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

10 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込受付時に提出された書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

審査結果は、令和7年2月14日（金）までに応募者全員に結果のみを書面で通知する。

(2) 審査

次のとおり選定委員会を開催し、企画提案の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和7年3月13日（木）に多賀城市役所西庁舎3階第1委員会室で実施する。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 審査会の内容

(ア) 所用時間

提案者1者につき、プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは15分程度を目安とする。

※準備に要する時間はこれに含めない。

(イ) 内容

審査会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

a 企画提案書等に基づくプレゼンテーション

b 質疑応答

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは市で用意することとし、プレゼンテーションに必要なHDMI対応のパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、第1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、点数総計が同点の場合は、選定委員の合議により順位を決定する。

カ 選定結果の公表

審査の結果については、選定委員会後おおむね1週間以内に審査会に参加した者全員に順位のみを書面で通知する。

1 1 契約及び協議

(1) 選定後の手続

- ア 提案書の内容を基に、市と優先契約候補者との協議により仕様書を精査し、契約書を取り交わすものとする。また、これにより企画提案見積額を超えない範囲で、契約金額等の調整を行う場合がある。
- イ 上記により優先契約候補者との協議が整わなかった場合は、次点者との協議を行うものとする。
- ウ 本件は、令和7年度多賀城市一般会計当初予算の成立前の準備行為として実施するものであり、当該予算成立前に公募を行うが、予算の成立をみなければ、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しないものとする。協議が整い、予算が成立した場合、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。

(2) 再委託等の制限

受注者は、本業務に係る履行の全部又は発注者が指定した主要な部分並びに契約金額のおおむね2分の1以上に相当する部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを原則禁止とする。

(3) 権利の帰属等

受注者が本業務のために作成した図面等は、原則として全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく使用し、複製及び流用してはならない。

(4) 守秘義務

受注者は、業務上知り得た情報を発注者の許可なく公表してはならない。

(5) 個人情報の保護

受注者は、本業務の履行に当たって知り得た個人情報を適切に管理しなければならない。

1 2 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出を認めないものとする。
- (4) 選定結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

1 3 問合せ先

多賀城市保健福祉部子ども家庭課家庭支援係

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号 多賀城市役所北庁舎2階

電話：022-368-1108

FAX：022-368-1747

E-mail：katei@city.tagajo.miyagi.jp